

定 款

株式会社船井総研ホールディングス

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社船井総研ホールディングスと称し、英文では Funai Soken Holdings Incorporatedと表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の各号に掲げる事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）、その他これらに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配又は管理することを目的とする。

1. 企業経営全般に関するコンサルティング業務
2. 各種経営研究会及びセミナー等の開催
3. 経営情報等の提供サービス業務
4. 企業のイベントサポート及び事務代行業務
5. 不動産の売買、賃貸借、仲介及び管理
6. 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
7. 図書、雑誌、手帳の出版業務
8. 労働者派遣事業
9. 有料職業紹介事業
10. 広告代理店業務
11. 旅行業法に基づく旅行業
12. 情報システムの企画、開発、設計、販売、管理運営に関する業務
13. 情報システムの接続仲介業務並びにアクセスサービス業務
14. 情報システムを利用した情報の収集、管理、処理、提供の各サービス業務
15. コンピュータソフトウェアの開発及び販売
16. ロジスティクスに関する各種情報提供及びコンサルティング業務
17. ロジスティクスに関する受託請負及びマネジメント業務
18. 燃料、輸送用車輌部品、梱包用資材及び日用雑貨の販売、仲介並びに輸出入に関する業務
19. 人材育成のための教育業務、カウンセリング業務
20. 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、ノウハウ、各種システムエンジニアリング、その他のソフトウェアの企画開発輸出入及び販売業
21. 前各号に附帯する一切の業務

2. 当会社は、前項各号及びこれに附帯又は関連する一切の事業を営むことができる。

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を大阪市に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1)取締役会
- (2)監査等委員会
- (3)会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、1億3千万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2)会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4)第10条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第 10 条 当会社の株主は、株式取扱規程の定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第 11 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によつて定め、これを公告する。

(株式取扱規程)

第 12 条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株主総会

(招集)

第 13 条 当会社の定時株主総会は、毎年 3 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに隨時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 14 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。

(招集権者及び議長)

第 15 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第 16 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 18 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役及び取締役会

(員数)

第 19 条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10 名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。

(選任方法)

第 20 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

4. 当会社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。

5. 前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後、2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

(任期)

第 21 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3. 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 24 条 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の委任)

第 25 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第 26 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(代表取締役及び役付取締役)

第 27 条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役副会長、及び取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

2. 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

(報酬等)

第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受けれる財産上の利益は、株主総会の決議によって監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(取締役の責任免除)

第 29 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、損害賠償責任の限度を、法令に定める額とする契約を締結することができる。

第 5 章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第 30 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第 31 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規程)

第 32 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 計 算

(事業年度)

第33条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。

(剰余金の配当)

第34条 当会社は毎年12月31日を基準日として、定時株主総会の決議により株主又は登録株式質権者に対して、期末配当金として剰余金の配当を行うことができる。

2. 前項のほか、毎年6月30日を基準日として、取締役会の決議により、株主又は登録株式質権者に対して、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第35条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 当会社は、第46回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第2条 第46回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者も含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第36条第2項の定めるところによる。

1987年3月30日 改定
1988年3月30日 改定
1989年3月30日 改定
1990年3月29日 改定
1991年3月28日 改定
1992年3月27日 改定
1994年3月30日 改定
1996年3月28日 改定
1997年3月28日 改定
1998年3月27日 改定
2000年3月30日 改定
2002年3月28日 改定
2003年3月28日 改定
2004年3月30日 改定
2005年2月14日 改定
2006年2月14日 改定
2006年3月25日 改定
2007年3月24日 改定
2008年3月22日 改定
2009年3月28日 改定
2011年3月26日 改定
2014年3月29日 改定
2014年7月1日 附則削除
2015年3月28日 改定
2016年3月26日 改定
2022年3月26日 改定
2023年3月2日 附則削除（株主総会資料の電子提供に関する経過措置等）